

中古車の契約をめぐる

第7回

トラブル Q&A

中古車の売却(1) —キャンセル、再査定のトラブル—

一般社団法人日本自動車購入協会(略称:JPUC/ジェイパック)

自動車買取事業に関わる事業者が協働し、自主規制団体として設立、「消費者の皆様が安心して自動車売却できる環境づくり」を推進するための活動を行っている。

Q 1 買取事業者と中古車を売却する契約を締結し、一週間後に車と書類を引き渡すことになりました。翌日思い直し、解約を申し出たところ、解約をする場合「高額な違約金(キャンセル料)」の支払いを求められました。違約金(キャンセル料)を払わなければならないのでしょうか?

A 1 今回のケースは、売主から一方的な契約の解除(キャンセル)となります。契約は、契約当事者の申込みと承諾が合致することで、成立します。契約が「成立」することによって、契約当事者には、それぞれ法的な拘束力を持った約束の内容となる債権(権利)および債務(義務)が生じ、一度契約が成立すれば、契約の「無効」「取消」「解除」の原因がない限り、当事者は、契約に拘束されることとなります。契約を解除する場合、相手方が被った損害を賠償する責任が生じますが、高額な違約金について、消費者契約法第9条第1号は、当該消費者契約の解除に伴う損害賠償予定額または違約金の定めについて、これらの合算額が「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は無効となるものと規定しています。売主が車と移転登録書類も渡していない翌日に、

契約の解除を申し出ていることもあり、実際に損害が発生しているとは考えにくいので、このような請求に対しては、違約金の内訳など、根拠となる書面を求め、それが妥当なものなのか確認する必要があります。

そこで、日本自動車購入協会(以下、JPUC)はモデル約款*を策定・監修しています。このモデル約款を採用している会員事業者では、契約解除について、「売主は本契約締結日から契約車両の引渡しを行った日の翌日までは、買主に通知することにより何等の負担なく本契約を解除することができるものとする」としております。したがって、契約解除に伴う違約金の発生はありません。

しかしながら、「JPUC 車売却消費者相談室」に寄せられる相談には、消費者が中古自動車を売却の際に、十分に検討しないまま、売買契約書に署名・捺印した後に、家族に反対されたから、親戚や知人に欲しいと言われたから、比較をしたら他社のほうが買い取り金額が高いから等、自己都合により契約解除を申し出てトラブルに発展するケースが多く見受けられます。いったん契約をすると、特別な場合を除いて一方的な解約をすることはできません。このようなトラブルを避けるためにも売買契約を締結する前に、売買契約書の裏面に記載されている「契約の成立時期」「契約の解除」条項等の契約内容や

* 一般社団法人日本自動車購入協会モデル約款・重要項目説明書
http://www.jpuc.or.jp/document_c/

「重要事項」について十分な説明を受け、安易な気持ちで契約をせず慎重な対応を心がけてください。

前述のように、JPUC は会員事業者に対し、「モデル約款監修制度」を設けており、モデル約款の趣旨および内容と比較して消費者の権利を制限し、または消費者の義務を加重する趣旨および内容を含む約款であるか否か、モデル約款解説書において、契約書表面に記載すべきとされている事項が記載されているか否かを審査し、モデル約款と同程度以上に消費者の権利の保護に配慮した約款であると認められる場合に、監修番号および監修マークを発行しております（図1、2）。

なお、JPUC の監修を受けるか否かは各会員が判断するものでありますが、現在、会員事業者店舗の 91.4% が監修済モデル約款を採用しており、全店舗の採用に向け推進しています。

図1 モデル約款監修マーク 図2 監修済約款採用店舗ステッカー



Q 2 5年前に購入した車の査定時に、以前、車と接触事故を起こし修理していることを申告しました。車を見せたうえで事業者から買い取り金額の提示を受け、売却する契約をしました。ところが、車と移転登録に関わる書類を引き渡した数日後に「予想以上の修復歴が発見されたので減額または解約」と言われました。減額または解約に応じなければならぬのでしょうか？

A 2 車の修復歴は車体の骨格に当たる部位の修正または交換歴がある場合、修復歴があるとされ、車の価格に大きく影響されます。プロである事業者が通常の注意を払えば修復歴を発見できるはずであり、見積もり提示時に見落としたのは事業者に過失（事故歴の申告を受けている）があると言えます。

したがって、消費者に対し瑕疵担保責任を問うことはできません。

査定の見落としを消費者に転嫁するような、事業者側の過失を問わずに契約を解除できる条項は、消費者契約法第 10 条「消費者の利益を一方的に害する条項の無効」となります。

JPUC のモデル約款を採用している会員事業者につきましては、「売却車両に、中古自動車取引業界における一般的かつ標準的な車両検査（修復歴：一般財団法人日本自動車査定協会が定める基準、走行距離：一般社団法人日本オートオークション協会への照会）において判明しない瑕疵があることが判明したときは、買取事業者は売主に協議を求めるものとし、両者で十分な協議を行ってもなおお合意に至らなかった場合または協議が不能なときは、売買契約を解除することがあります」となっております。

このようなことから、車両に契約書表面に記載された「メーター交換歴」「災害歴」「修復歴」「走行上の不具合」がある場合は、売主は契約締結時に「判明している範囲」で、申告をしてください。

一方、事業者はこのような契約内容を売主に十分確認してもらう必要があります。当協会では、会員事業者に対し、契約の締結を勧誘するに際して、契約するかどうかの判断を左右すると考えられる基本的事項（物品、権利、役務その他契約の目的となるものの質、用途その他の内容、対価および取引条件）の資料として「重要項目説明書」（図3）*を使用し説明を行うことを推奨しております。

図3 重要項目説明書

